

# 栃木県少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について

(平成16年7月7日)

(栃少第1号、栃刑総第17号、栃交企第16号)

次代を担う少年の非行を防止し、犯罪の被害等から少年を保護することにより健全育成を図ることは県民すべての願いであり、治安対策上も極めて重要な課題である。

しかしながら、少年非行や少年の犯罪被害等をめぐる情勢は依然として厳しいことから、平成15年8月に警察庁が策定した「緊急治安対策プログラム」、同年12月に青少年育成推進本部が策定した「青少年育成施策大綱」、同月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」のいずれにおいても、少年犯罪を抑止し少年の健全育成を図ることが重要かつ喫緊の課題として取り上げられ、警察及び関係機関の推進すべき諸施策が幅広く盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、別添のとおり「栃木県少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を制定したので、少年非行防止及び保護に関する総合的な対策を推進されたい。

なお、「少年非行総合対策要綱の制定について」(昭和58年5月21日付け栃防少第6号、栃捜一第5号、栃交指第5号)は、廃止する。

## 別添

### 栃木県少年非行防止・保護総合対策推進要綱

#### 第1 基本方針

近年における少年非行は、少年人口比率の検挙人員が戦後最高を記録した昭和50年代後半の水準に迫る勢いであり、他方、児童虐待によって多数の児童が死亡するなど、少年非行や少年の犯罪被害をめぐる情勢は非常に厳しいものとなり少年問題への取組み如何が、わが国の治安回復の鍵を担っているといっても過言ではない。

こうした情勢の中で県民の期待に応えるためには、少年犯罪の迅速適正な捜査、非行少年に対する立直り支援など少年非行防止のための多角的な取組みを推進するとともに、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪(以下「福祉犯」という。)をはじめ、少年が被害者となる犯罪から少年を守る活動を積極的に推進する必要がある。

そこで、警察としては、こうした課題に的確に対処し、次代を担う少年の健全な育成を図るため、関係機関・団体、ボランティア等との連携を一層強化しながら、「強くやさしい」少年警察の運営に努めることを基本方針とし、少年非行防止・保護総合対策を推進していくものである。

#### 第2 総合対策推進のための基盤整備

##### 1 推進体制の整備

(1) 適正な人員の配置により、少年事件・福祉犯の捜査体制、児童虐待防止対策及び少年の非行防止・保護対策推進体制を強化するとともに、少年補導室、取調べ室、留置室(少年用)及び保護室等の関連施設の整備に努める。

(2) 少年サポートセンターを効率的に機能させるため、専門的な知識・技能を有する少年補導職員の確保及び活動に必要な経費の予算措置を図る。

##### 2 担当職員に対する指導教養の充実

少年警察に携わる担当職員に対する指導教養を充実させる。特に、少年事件の捜査員に対する少年審判手続の特性、少年事件捜査の特性、捜査上配慮すべき事項等についての指導教養を充実させ、捜査技術の更なる向上を図る。

また、少年補導職員については、カウンセリング技術を修得させるなど、その専門的な知識及び技能の向上を図る。

##### 3 学校その他の関係機関等との連携の強化

(1) 社会が一体となって少年の健全育成のための取組みが推進されるよう、学校、教育委員会、児童相談所、市少年補導センター、家庭裁判所を始めとする関係機関・団体、県及び各地区少年指導委員会等のボランティアとの連携を強化する。特に、学校とは、県及び

各地区学校警察連絡協議会を活用するほか、学校と警察との相互連絡の枠組みを構築するなどして、プライバシーに関わる情報の取扱いに慎重な注意を払いつつ、非行事案、いじめ、校内暴力事案等に関する情報や意見の交換を積極的に行い、情報の共有化と共通認識の醸成を図った上で、緊密な連携の下に諸対策を推進する。

(2) 非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年を個別に支援するため児童相談所等の関係機関団体と少年サポートチームを編成し積極的に支援するなど、サポートチームの活動を活性化させる。

#### 4 少年警察ボランティア活動の活性化

少年指導委員等の少年警察ボランティアについて、委嘱数の増員及び人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させるとともに、ボランティアの活動をより積極的かつ効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行う。

### 第3 厳正・適正な捜査及び非行集団対策の推進

#### 1 厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進

少年の立直り及び適切な被害者支援に資するため、少年犯罪に対して厳正に対処するとともに、捜査書類作成の簡素合理化等の工夫により捜査の迅速化を図り、早期の送致に努める。

#### 2 事件の指揮及び指導の強化による適正捜査の推進

少年事件の捜査に当たっては、少年審判手続及び少年事件捜査の特性を踏まえ、少年事件捜査指導官や少年事件選別主任者等の幹部による指揮及び指導を強化することによって、「非行なし」決定事案や手続上の問題の発生を防止するなど、適正捜査を推進する。

#### 3 非行集団対策の推進

生活安全、刑事及び交通の各部門が一体となり、非行集団やその活動に関与する暴力団の取締りはもとより、県暴走族等根絶対策協議会等の関係機関団体、県少年警察協助力員等のボランティアと連携した少年の非行集団への加入阻止、離脱支援及び立直り支援を強力に推進することにより、非行集団の解体補導を推進する。特に、暴走族については、あらゆる法令を適用した検挙や補導を徹底して行うほか、県暴走族等根絶対策協議会等の関係機関団体、県少年警察協助力員等のボランティア及び地域住民等と連携の上、暴走族を追放する社会気運の高揚、暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止対策等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

### 第4 少年の非行及び犯罪被害等の未然防止

#### 1 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

街頭補導活動を強化し、不良行為の段階での助言又は指導を的確に行うことにより少年の立直りを促すとともに、被害少年及び要保護少年について適切な保護の措置をとる。

#### 2 少年及び保護者に対する相談活動の強化

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、インターネットの活用等により相談しやすい環境を整備し、少年や保護者に対する相談活動の強化を図るとともに、少年指導委員のボランティアによるインターネットを利用した少年相談の体制を整備する。

#### 3 啓発活動の充実による少年の薬物乱用の根絶

薬物乱用防止教室の開催、「きらきら号」等の活用等による啓発活動の充実を図り、少年に薬物の有害性、危険性等に関する正しい知識を習得させ、薬物乱用の根絶を図る。

#### 4 子どもを犯罪から守るための対策の推進

略取誘拐事件等の子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警ら・警戒活動の強化、関連情報の交換、防犯講習会の開催、県及び各地区学校警察連絡協議会の活用、「子ども110番の家」の活動支援等を推進する。

#### 5 学校、幼稚園等が行う自主的な安全管理の支援

校内に部外者が侵入して子どもに危害を加える事案が跡を絶たない。そこで、学校、幼稚園等において、正当な理由なく出入りしようとする者の排除、防犯訓練の実施、防犯協会等の関係機関団体及び地域住民との連携の強化等の自主的な安全対策が確実に講じられるよう、教育委員会とも一層連携しつつ、その支援策を推進する。

### 第5 少年を取り巻く環境の浄化

#### 1 福祉犯取締りの徹底

児童買春、児童ポルノ、薬物の密売を始めとする福祉犯の取締りを徹底するとともに、こ

これらの犯罪を防止するための広報啓発活動を積極的に行う。

## 2 少年に対する暴力団の影響の排除

暴力団が関与する福祉犯、暴力団への加入強要や脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、暴力団と関わることの危険性についての広報啓発活動を推進し、少年に対する暴力団の影響を排除する。

## 3 有害環境の浄化活動の促進

(1) 有害環境の浄化に関する広報啓発活動、有害図書等の自動販売機の撤去運動、ピンクビラ等の違法広告物の撤去等の諸対策を講ずる。

(2) 風俗営業や性風俗関連特殊営業等で少年の健全育成を阻害する形態により行われているものに対し、その指導・取締りを徹底する。

(3) 酒類、たばこ、有害図書等を少年が容易に入手し得るような環境を浄化するため、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、栃木県青少年健全育成条例等に基づく取締り及び関係業界に対する指導を積極的に行う。

## 4 インターネット上の有害コンテンツ対策の推進

(1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律を活用し、出会い系サイト対策を推進する。

(2) フィルタリング機能に関する広報啓発活動等により、少年をインターネット上の有害なコンテンツから保護する。

## 5 深夜はいかいや家出を抑制するための取組みの推進

(1) 深夜はいかいや家出をする少年の多くが、深夜から翌朝の時間帯にかけて営業するカラオケ店、インターネットカフェ、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等を利用している現状にかんがみ、当該時間帯に少年に利用をさせないような措置を講ずるよう関係事業者に要請する。

(2) 風俗営業者等に対しては、関係法令の厳正な運用により、少年の深夜はいかいや家出を助長する営業形態の是正を図る。

## 第6 少年の規範意識の向上及び社会参加支援

### 1 非行防止教室等による教育及び啓発

学校と連携して行う非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催、罪を犯した場合の刑罰及び処分並びに民事責任に関する教育等により、少年の規範意識の向上を図る。

### 2 家庭及び地域社会による取組みの支援

少年非行や犯罪被害等の実態に関する情報発信、非行防止教室等への保護者の参加促進、地域の保護者の会の活動促進等を積極的に行い、家庭及び地域社会による少年の健全育成のための取組みを支援することにより、少年の規範意識の向上を促すとともに、関係者の社会的責任の自覚を高めるよう努める。

### 3 少年の活動機会・場所づくりの促進及び立直り支援

(1) 地域社会において他者との交流を深める機会を設け、身体的・精神的なよりどころを提供することが、少年非行防止に有効であることから、無職少年や地域に溶け込めない事情のある少年の存在にも配慮しつつ、児童相談所等の関係機関・団体、県及び各地区職場警察連絡協議会等のボランティアとの適切な役割分担の下、環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動、職業適性診断の実施等地域の実情に即した様々な活動機会・場所づくりを促進する。

(2) 暴走族の構成員や非行少年等については、命の尊さを考えさせたり、自己に対する評価を高めたりするような社会奉仕活動への参加等、自己の非行について内省を促し、自ら新たな生き方を模索できるような立直り支援のための取組みを積極的に推進する。

## 第7 被害少年の保護等

### 1 被害少年支援の推進

(1) 犯罪被害等に遭った少年に対して、心身への影響に配慮しつつ、適切な助言を行うなどの支援を行うとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置が講じられるよう配慮する。

(2) 複雑な事例への対応に当たっては、必要に応じ、被害少年カウンセリングアドバイザーから支援を受ける。

### 2 児童虐待への的確な対応

虐待を受けた児童の適切な保護、支援等を行うため、児童虐待事案の早期発見と関係機関への通告、児童相談所長による立入調査等に対する適切な援助を実施するとともに、刑

事事件として取り扱うべき事案については、厳正な捜査を行う。